

## 史傳



津崎 矩子 (承前)

下村三四吉

村岡は、江戸に到着して、町奉行所の假牢舎に入れられしが、程經て、松平丹波守の邸にあづけられぬ。百花の盛りもいつしか去りて、五月雨いぶせく杜鵑血に啼く頃も過ぎ、炎暑酷吏の如しとかもへるうちに、はや秋風身にしむ節とはなりぬ。村岡より先に此の地に送られける鞆飼父子、梅田雲濱、頼三樹三郎また江戸にて逮捕せられし橋本左内を始めとして、このたびの罪網にかゝり

し人々、前後評定所に引き出でられて取調べを受けたり。

さて、村岡も右の人々と同じく責問を受けぬ。

「公家武家の間は、かねて私に出入相かなはざる法度なるに、鞆飼吉左衛門父子其外浪人どもを手引きして、主家への出入を助け、あまつさへ密勅下賜の事を賛げ成し、は如何なる心得ぞ、詳かに申し開させよ」と。村岡答ふるやう、「私ことは主家の老女として上下内外の取次を致すが役目なれば、種々多数の人の取次はなしたれど、老人のこゝと故今は残らず打忘れて候」と、意氣自若たり。其後同志の事につきていろくの尋ねを受けけれども、たい知らず知らずとのみにて、一言も餘の答へなさいりき。係りの役人もこれに困じはて、更に「汝が主なる近衛殿下には平居如何にして日

を送りたまふか」と問ひしに、「女の身ゆゑ御内用の外は少しも存ぜず」と答へたり。勤王の志士たちにも主家にも煩を及ばざしとの用意周到なりといふべし。係官また「この頃とかく政事にたづさはりたまふと承はれるが、そはまことか」と問ひけり。こゝに至りて、村岡は、容を更めて、「尋ねたまふことのわやしきかな、近衛殿は、藤原氏の長者にて、官は左大臣にておはすれば、朝廷の政務にたづさはりたまふこそ當然なれ、いぶかりたまふには及ばず」と答へしかば、理り直しき凜然たる一言に、係官はかへす詞もなくして止みぬ。

その後、村岡は猶取調べを受くること數回に及びしかど、大抵の事は、多くは答へもせざりき。されば、もとより取り立てゝ記すべきほどのこともなし。既にして、さきに逮捕せられて鞫問を受

けし志士たちの罪案も、追々に定められ、切腹、獄門、遠島、追放、永蟄居、差扣、免職などあらゆるさびしき處刑にわひけり。村岡も死罪に行はるならんと、心ひそかに期する所もありしが、評定所にての申渡しは、意外にも左の如くなりき。

近衛殿老女 村岡

其方儀、かねて主家へ館入致す清水成就院隱居恣向(後即ち)引付を以て、水戸殿家來鶴飼吉左衛門悻幸吉、面會致し候節、同人義、水戸前中納言殿其外御慎、御隱居等仰出され候次第と歎かれ、主家御取持を以て右御方の御慎、解相成候様、内願致置候間、猶取成の儀相願ひ、使者申聞けるならば、如何の儀と心付き取合間敷候處、其儀無之、幸吉申聞次第主家へ申立、右一條に付幸吉より恣向の

内狀其方へ向け差越し候間、主家へ取立を差出しくればき旨、幸吉頼を承り、追て同人方より上書小札其方宛にて岩波と認め有之文箱差越し候を、右に入れ有之忍向戀名月照の文通を、同人罷越し候節相達し、又は主家へ取次ぎ差出せし始末、幸吉へ馴合筋は無之候共、右始末不届に付、押込申付くるもの也、かくて、三十日ばかり押込の刑を受けて、十月二十日に放免せられたり。死刑にも處せらるべきを、わづかのほどの押込にて事すみ、且つ其の間とても、とりあつかひの頗る丁寧なりしは、時の大御臺所（即ち近衛家の養女として入興ありて、第十三代將軍家定公の御臺所となられたる天璋院なり）が、村岡のよろづ御世話申し上げしことに報るんとて、さまざまに手を盡くして、救解せら

しためなりとぞ。

罪ゆるされて、京都に歸りし後、村岡はもとの如く近衛家に仕へたりしが、間もなくして、仕を辭し、里にまかりぬ。やがて、嗟嗟の奥に直指庵といふさゝやかなる庵室を建て、世の交りを断ちて風月を友とし、ただ近衛家の先代并に西海の波に入りける月照の靈を祭り、その冥福を祈りて、静に行ひすましたり。後文久三年、福岡の女丈夫浦野望東が上京せる折、村岡の名を聞き、尋ね來り、和歌の贈答せしは、即ち此の庵室にてなりけり。

村岡か清寂なる生活を送りつる間に、時勢の變化は、轉はげしくして、暫くも止まらず、井伊直弼の遭害となり、京都に於ける攘夷黨と公武合体黨との勢力の消長となり、蛤門の變となり、長州

征伐となり、討幕密勅の下賜となり、轉回遷移の

極、王政復古の新天地は開かれたり。この間の事

柄あらましは、さきにものせし望東尼の傳中に舉

げたれば、今は略しつ、村岡退隱の後は世事に關

せざりしかど、勤王の志はたゆる間もなく、王政

復古の大號令煥發の折は、我が願今はかなひたり

として、大に打喜びたりき。その後、西郷隆盛は、

折々此の庵に音づれ來りて、今昔の物語りに、或

は涙をしぼり、或は心慰めけりとぞ。

村岡は、世隱れの身となりたれど、これまで

の勤王の苦節はいかで埋もれ果てん。明治五年正

月左の恩命は下れり。

前年近衛家勤仕中、深く國事を憂ひ、戊午己

未之際、有志之徒に心を合せ周旋致し候處、

遂に嫌疑を受け、一旦幽囚に就き候得共、始

終志操を變ぜざる段婦女には奇特之事に候、

依之爲其賞終身現米貳拾石下賜候事。

壬申正月十日 太政官

翌年八月二十三日、村岡は終に八十八歳の高齡

を以て歿りぬ。後二十四年十二月十七日更に從四

位を贈られけり。近衛忠熙公この大命をよるこび

て、

霜がれし嵯峨野のはらのをみなへし、

苔の下にて花さきにけり。

たぐひなき恵のつゆの衣手に、

あまりてふつる我が涙かな。

とよまれたり。村岡の忠節、朝恩の優渥この二首

の歌にいひつくされたり。

村岡の事蹟の最も著はれたるは、勤王憂國の事

に在り、されど、村岡の事蹟より採るべき教訓は

その外にも多かり。余は更に多くを言はし、讀者のそれへの判断にまかせん。(完結)

五十三の海山關の旅路より

白洲の上のこゝろやすきよ (村岡)

## 國學と荷田春滿

米

溪

國學とは如何なる學を云ふか、語脈を辿りて文典を正すの云ひか、典籍に涉りて故實に通ずるの云ひか、三十一文字に幽玄の奥を極めて目に見へぬ鬼神をば泣かしむる道なるか。否、國學の精神は歌を詠ずるのみにあらず、文を屬するのみにあらず、豈典籍の間に蠢爾として彼の蠹魚と相去る一歩なるもの云ひならんや。文献徴すべきより

二千年、辭は一代の宗として當時を厭せしものはあり、歌は千古を絶して後世空しく仰ぐものはあり、然りと雖も眞に國家的精神を以て我が國の道を説きしもの果して幾許ぞ。文典可なり、倭歌可なり、典古の學決して徒爾に非すと雖も而も此の精神ありて初めて活學と云ふべきのみ、精神なきの學は將た何をか益せん。國學とは斯かる玩弄的の學にはあらずるなり、死屍的の學にはあらずるなり。

徳川氏覇府を開きてより昇平三百年、將門權を弄するもの幾んと八百歳、因習の久しき牢として扱ふべからざるが如き礎をなせるものを倒せしは此の精神に非ずや。精神ある學は以て社會を動かすべし、維新の功は實に學問の力による、而して其の起る所蓋し徳川時代に在り、一道の潮流滔々